

生物多様性条約をめぐる最近の動向とビジネス界の関わり
～COP10の成果を中心に～

半谷 順 委員（経団連 自然保護協議会 事務局次長）

（この講演録は、半谷委員の講演をもとに GISPRI 事務局が取りまとめたものです。）

●半谷委員 半谷でございます。今日は生物多様性についてお話しさせていただくということで、よろしくお願いたします。ご承知の様に 10 月に名古屋で生物多様性条約の締約国会議 (COP) が開かれましたので、今回はその成果を中心にお話ししようと思います。

【PPT2】最初に生物多様性条約についてお話しして、それから議題が沢山ある非常に幅の広い条約ですので、経済界から見た主要議題についていくつか限定してお話をしていきたいと思います。それぞれについて私どもがどのような取り組みをしているのか、あるいは COP でどういう議論が行われてどういう結論になったのかというところも合わせてお話ししたいと思います。

【PPT3】地球上にはいろいろな生物が関わり合いながら暮らしているのが「生物多様性」と言われているようです。これは“Bio Diversity”の直訳ですので、言葉を聞いただけではなかなか意味が分かりにくいという批判もある言葉です。よくいわれるのが、3つの多様性があるということで、一つは“種内の多様性”、これは遺伝子の多様性ともいいますが、一人一人顔が違うということです。次に“種間の多様性”、これはいろいろな生き物がいるということです。それから“生態系の多様性”ということで、生き物だけではなくて森の生態系であったり、海の生態系であったり、森は森でも地域によって全て違うということも含んでいます。このようにいろいろなレベルで多様なもので出来上がっているということが「生物多様性」なんだそうです。最近では生物多様性というものが、“生態系サービス”というものを産み出しているという捕らえ方がされているようで、生態系サービスは全て我々が生きていく上の基本である、とされています。

生態系サービスとは、一番分かりやすいのは食料や木材など生物資源を使うこと（「供給サービス」）ですが、それ以外に「調整サービス」といわれている、気候を調整したり、天災を和らげたりする機能があります。例えばマングローブによって津波の被害が緩和されるなどで、それをコンクリートの堤防にしたら同じ効果を出すのにどれだけ費用が掛かるかというような研究も進められています。それに加えて、景観や文化というのも生物の多様性に依存していると考えられています。食文化というのは地域で採れる食物に依存していますし、そういったものに感謝するということから、お祭りなどができてそこから文

化が生まれてくる。それはやはりその地域の生態系に依存しているということで、「文化的サービス」ということも言われています。このようないろいろなサービスが生態系から得られているのですが、今までは、タダで、当たり前のように使ってきたのです。それが地球の人口が増えて人間の経済活動が大きくなってくると、いつまでもタダで使えるというわけにはいかないのではないかという議論が出て来ました。

【PPT4】最近では生物多様性には3つの危機があるといわれています。これは「生物多様性国家戦略」から引用していますが、まず、人間の活動が生態系を破壊していることによって、多様な生態系が減少している、絶滅の速度がこれまでと大きく違っていると、これまでも生物が大量に絶滅するという時期もありましたが、そのスピードを考えると随分違うのだということが言われています。次に、里地里山といわれる身近な自然では、人が自然に手を入れることが無くなってしまったことによって、里山の生態系が破壊されてきているのではないかと。あるいは、人の移動が激しくなったので、外来種（もともとそこに生息していなかった種）が持ち込まれて生態系が乱れているというようなこと。この3つに加えて地球温暖化の問題があってそれも生態系に影響を与えているのではないかと、というようなことが言われています。

【PPT5】生物多様性条約は1992年のリオ地球サミットで出来上がって、その後各国の署名が進んで翌年の1993年に発効したものです。このリオサミットでは気候変動枠組条約も出来ていますし、砂漠化対処条約というのも出来ていて、これがリオ3条約と呼ばれています。歴史は意外と古く20年近くなる条約です。生物多様性条約には、米国が加盟していないのが特徴かと思えます。締約国会議(COP)は2年に一度開催されています。

条約の目的は3つあって、第一はもちろん生物多様性を守っていくということですが、それと裏腹の関係にある「持続可能な利用」ということも目的に入っていて、今ある自然を守るだけでなく賢く使っていくことも考えられています。3番目に遺伝子資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(英語の頭文字をとってABSと呼ばれる)、という条項が入っています。これは持続可能な利用と関係がありますが、利用する時の公平性、justiceの問題と考えられておりまして、この条約では遺伝子資源や生物資源というのは“人類共通の財産では無い”ということが明確に決められておりまして、“自国の主権的な権利”が認められるという形になっています。従いましてある国の生物資源はその国の主権が及ぶものと考えられています。今回、このABSに関して、新しい議定書を作るかどうかというところが議論されました。

【PPT6】さて、10月に名古屋で行われたCOP10には、1万3千人くらいが会議に参加しまして、生物多様性のCOPでは過去最大規模といわれています。

【PPT7】議題は右側に示しますように非常に沢山ありますが、4つの濃い青のところが我々が関心を持って見てきたテーマです。第1に“ポスト2010年目標”ということで、新たな目標設定をしようということです。次が民間をこの生物多様性の問題に取り込んでいくにはどうすれば良いか。3番目がABSの問題についてどう考えるか、最後に革新的資金メカニズムという議論がありまして、これは生物多様性を保全するための資金を確保するためにどうするかという議論で、特に民間の資金を導入する方法を考えようという議論でした。

【PPT8】まず目標という点ですが、結論としては“愛知目標”という名前の目標が採択されました。従来、2002年に設定された2010年目標というのがありました。「生物多様性の劣化の速度を顕著に減少させる」という極めて定性的で分かりにくい目標で、これは、結局達成できなかったという評価になっています。その失敗を踏まえて2011年以降の新しい目標を作らなければいけないというのが、今回のCOPの非常に重要なテーマでした。目標は“野心的に作るべきか、現実的に作るべきか”などの議論が行われていました。この目標については、日本政府が条約事務局に対する提案ということ在今年の1月の段階で行っていますが、その検討時には経団連とも意見交換を行い、基本的には“柔軟で現実的な目標設定をすべき”という意見を申し上げています。これは、生態系は国や地域によって異なるので世界の目標を作る時にあまり細かな目標を作ると対応できないところがでてしまいますので、各国でいろいろな対応が取り得るような柔軟なものにする方が良いということです。また科学的知見がこの分野はまだ十分では無いので、試行錯誤をしながら行っていくということが大事なので、そういう意味でも柔軟性が必要ではないかと申し上げました。

【PPT9】結論は、「ビジョン」、「ミッション」、「個別目標」という体系で合意がされまして、ビジョンについては、“2050年に「自然と共生する社会」を実現する”という大きな到達点のイメージが描かれています。ミッションとしては“生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する”という表現でまとまっています。ここは“2020年までに損失を止めると書くべき”という意見と“それは言い過ぎだ”“書いたとしても達成出来ない”等の意見があり、最後まで揉めていたところです。それから、20の個別目標が、概ね2020年を目標年度に設定されています。

全世界の目標が定まりましたので、今後については例えば国レベル、地方公共団体レベルに目標設定が求められていますし、民間部門でもこの目標の達成にどういう貢献が出来るかということを考えていかなければいけないと考えています。

【PPT10】20の目標をお示ししていますが、いろいろな分野について定められていまして、目標のAは生物多様性の間接的な影響に関するもので、生物多様性の価値を全ての人が認識するといった内容も入っていきまして、これをどのような基準で評価をしていくのかということは、これからの議論になっていきます。目標の4には“持続可能な生産・消費”というテーマが出ていまして、ここについてはビジネスが取り組むべきだということも書かれています。一部は数値目標も入っており、生物多様性の状態に関する目標の11では、保護地域を陸域の17%、海域の10%にする、ということも書いています。これは日本でその数値を達成しなければいけないということではなくて、日本でどうするかということはまだ議論を行うことになるわけです。従いまして柔軟な目標設定という意味では、我々が期待した通りのものになっているかとは思いますが。

【PPT11】第2のテーマ、ビジネスの参画について、経緯からお話しますと、2002年に2010年の目標が設定されました。2002年から4年経って2006年に民間参画決議というのが出ています。これは2010年の目標にあと4年となった段階でなかなか達成が難しいのではないかという認識がされた上で、締約国政府や自然保護NGOだけが取り組んでいるのではダメだと、民間が積極的に参画しなければ目標を達成できない、という認識が高まってきた中で出てきた問題だと認識をしています。

前回の2008年のCOPの時には“ビジネス参画促進決議”がなされまして、ドイツで行われたこともあってドイツ政府が主導して“ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブ”を発足させ、日本企業も10社程度参画をしました。

これを受けて2010年は名古屋でCOPが行なわれますので、ビジネスの参画については何らかの状況、日本で行なわれるので日本の状況が問われることが予想されたわけです。そこで、私どもは2009年の3月に“生物多様性宣言”と“行動指針”をとりまとめました。本日「生物多様性宣言」の冊子（別資料、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf>参照）をお配りしていますが、7つの項目の宣言が定められています。概要を紹介しますと、“経営トップがきちんと認識を持つ”ことや、“生物多様性を通じて世界とのつながりがある”、“同時に地域ごとの多様性も考えないといけない”ことが書かれています。また“企業が自発的・主体的に具体的な取り組みを行う”、これは本業はもちろん社会貢献というレベルの両輪で行っていくということです。さらにこれまで取り組んできた“資源循環の取り組み”も生物多様性には貢献するので、今まで行ってきたことも見直していこうということです。あるいは“科学技術”も1つの日本が生物多様性に貢献できる分野です。“連携・協力”が大事であります。それから社会的なムーブメントを起こしていかないといけないので、“啓発・教育”が必要だということが書かれています。次に“行動指針”が載っています。7つの項目に対応した15のより具体的な行動が書かれています。その次には“行動指針の手

引き”ということでそれぞれの項目について、なぜそのような行動を取らなければいけないのか、あるいはその行動を取る時にどのような点に注意しなければいけないのか、そして、今既に行われている具体的な行動の例としてはどういうものがあるか、ということをもとめた手引書を作って企業の皆さんにお読みいただくということを行ってきました。これを通じて、生物多様性という議論については、かなり浸透が図られたと思っています。最近では独自に生物多様性宣言や行動指針をまとめる企業が増えていきますし、業種別の経済団体が同様の取り組みをしているという例も、2,3 聞いていますので、我々の宣言を出発点として企業関係者の取り組みが少しずつ進んできたのではないかという印象を持っています。

【PPT12】2009年の10月には環境省と共催で「生物多様性国際対話」が神戸で行われました。ここでは、共同議長をされた涌井史郎先生のご尽力もあって、議長総括の中で“倫理と科学と経済のバランス”が重要であるということが謳われています。ここで“倫理”というのが入っていることが面白いところで、科学的に正しいかもしれない、経済的に儲かるかもしれないけれども、“倫理”も1つの評価軸として持っていないといけませんということが訴えられていまして、この辺はソーシャルビジネスというのを考える時にも1つの考え方になるのではと思っています。

その後COPの前哨戦となる会議がいくつか行われておりまして、ここでCOPの決議案が段々出来上がってきたということです。最終的には10月のCOP10の中で「ビジネス参画決議」が採択されています。09年11月に原案が出来て以降は、あまり大きな議論や修正案もなく、ほぼそのままの形で採択されています。あまり大きな論点にならなかったというのは、1つにはビジネスの参画がある程度進んだという評価がされたためではないかと、我々は認識しています。現にこの決議案の前文には“ビジネスと民間部門の生物多様性への参画は2010年までにある程度の進捗があった”ということがきちんと謳われています。

【PPT13】それから、締約国への招請事項として、“ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの設立を支援する”ということが謳われています。ビジネスへの推奨事項としては、影響を評価して負の影響を回避・最小化することを行う、認証のスキームを考える、自主的なコミットメントを行うなどが言われています。

【PPT14】経団連自然保護協議会としてはCOPの期間中に日本の産業界の取り組みを訴えようということで、国際会議を開催してそういったことの紹介をしました。その結果については各国の閣僚級の方にもご報告する機会もありまして、ある程度ビジネスの取り組みが進んだということが理解されたのではと思っています。

【PPT15-19】決議を受けて私どもでは「生物多様性民間参画パートナーシップ」というものを発足させています。これについてはチラシ（別資料、http://www.bd-partner.org/wp-content/uploads/COP10_Partnership_J.pdf参照）を配布しています。ビジネス参画の決議に“各国のイニシアティブを作る”ということが盛り込まれることを見越して、先取りする形で準備を進めていたものです。幅広い事業者の積極的な参画を促して、取組みの質・量の両面で拡充していくために参加を呼びかけてきました。経済3団体の呼びかけという形を取って、既に433の団体に入っています。ドイツのイニシアティブは全世界で42社で、それと比べると日本だけで400社を超える参加がある状況になっています。これは多少理由があって、参加要件が比較的緩やかにしてあります。パートナーシップ行動指針がチラシの一番後ろにあります、先程の経団連の行動指針と全く同じものです。“この趣旨に賛同して1項目でも良いので、それに沿った活動を行う意思のある企業さんは是非手を上げて下さい”という言い方でお誘いしており、会費などありませんので、非常に入り易い形になっていると思います。とにかく仲間を募ってやる気になってもらって、いろいろ情報交換をしながら進めていこうという考え方に基づくものです。

この時に“基本理念”が必要だろうということで、経団連の宣言と行動指針を流用することにしました。それは次の3つに集約できると考えています。第一は、“自発性と主体性”ということだと思います。生物多様性については、科学的知見がまだまだ十分では無い、地域によって自然環境が違うので対応も違って来る、ということで、これだけやれば良いというようなことが示せるものではないという特徴があります。したがって、それぞれの企業で創意工夫をしながらどう行ったら良いかというのを、試しながら行うしかない、これが結局近道だろうと考えています。これは“順応的管理”という言い方で、生物多様性への対応の仕方として一般的にも認められた考え方だと言われています。従いまして“上からあれしろ、これしろ”と言うよりは、自発的に主体的に何をすべきかを考えていただくことが重要だと考えています。第二は“具体性”ということで、まず現場の生物多様性に寄与する活動を行わなくてはいけない、と思っています。その理由の1つには、生態系の劣化が切迫している、今も進行しているため、一刻の猶予もないということがあります。もうひとつには、あとでご説明する「革新的資金メカニズム」のような、経済的手法については、本当に現場のためになっているのかをよく吟味する必要があるということです。もう1つは“連携と協力”です。これは企業だけ、あるいはNGOだけが取組んでも出来ない、社会全体で行っていかなければならない、ということです。みんなで集めた知見を共有していくことで、足りないといわれている科学的知見を補っていくことになるのではないか、という考えによるものです。

今後の活動については、ホームページやメールマガジンを活用して、参加者同士情報交換をしながら、自分たちの活動をレベルアップしていただくことを期待しています。

写真は COP10 の期間に行われた「パートナーシップ発足式」の様子です。

【PPT20】今後の活動予定はこちらにあります。ホームページは既に出てきていますのでご興味がありましたらご覧いただければと思います。課題としては、現在大企業が中心なので、中小企業をどう取り込んでいくか、あるいは農林水産事業者の方にも参加していただく方法はないか、それから消費者をどう巻き込んでいくかということも、考えていかなければならないと思っています。消費者が企業に与える影響というものは大きいと思っていますので、消費者の認識の向上も図っていく必要があると思っています。

海外との連携も考えていまして、海外でも同様のイニシアティブが出来上がっていますので、そういったところと連携することや、アジアの新興国の企業がこれから世界中で活動が活発になってくるといいますので、そういった企業が残された貴重な自然を破壊してしまうことのないように、日本の経験なども提供していくことができれば良いのではないかと、構想としては考えています。

【PPT21】議題の3番ですが、これは ABS の問題で「名古屋議定書」が採択されました。天然資源は各国が主権的権利を持っているということで、その資源を他の国に持ち出す時には事前に同意が必要であることや、生じた利益は衡平に配分するように契約を結ぶことが条約で決まっております。任意のガイドラインも出ています。しかし、途上国や資源の提供国はこれが守られていないという認識がありまして、法的な拘束力のある国際的な枠組み、即ち「議定書」が必要であるという議論になっていました。

【PPT22,23】今回の論点は、途上国は過去に取得した遺伝資源の利益の配分も要求してきて、議定書の遡及適用を求めていました。それから遺伝子資源を解析して分子構造が分かってくると人工的にも作れます。人工合成が出来ると元々の生物資源がなくても出来てしまうので、そういったものについても利益配分を求めないと利益が減ってしまうということで、それについても明確に書いてもらいたいという主張がありました。あるいは、提供国の国内法を利用国が守らないので、守らせる仕組みを利用国の側で作らなさい、場合によっては提供国の国内法を利用国の国内でも適用させるような仕組みを構築できないか、という主張がされました。これらについては法理論的にも容認できない部分もあり、かなり厳しい議論が行われました。結果的には、ドラステックな、ラジカルな議論は容認されなかったということにして、“アクセスに関する法的確実性、明確性、透明性のある措置”と書いてますが、これは資源の提供国側の国内法をきちんと整備すべきということです。事前了解を取らなければいけないことになってますが、実際はどこの役所にそういうことを言いに行ったら分からないというのが現状のようで、その辺をきちんと整備しようということです。それから“提供国の規制遵守を利用国内においてチェックする措置”

を何らかに取ります、ということが求められています。最後の“地球規模の多国間利益配分の仕組みの検討”は、遡及適用が認められなかったことと関係してきますが、その国だけではなくて先進国にも既にある地球規模の遺伝子資源については、何らかの形で利益配分をする仕組みを考えましょう、ということで、過去に持ち出された遺伝子資源も含まれるのではないかという解釈も可能になっていまして、今後の課題になってはいますが、微妙なところで決着をしているとことです。

【PPT24】最後のテーマ「革新的資金メカニズム」ですが、“生物多様性保全のための資金が足りない”というのが議論の前提です。“地球環境ファシリティ (GEF)”という、国家が拠出する生物多様性を含め地球環境問題に関する資金メカニズムがあるにはあるのですが、まだまだ足りないという議論があります。先程の ABS も利益がきちんと途上国の方に還元されれば、これが保全のための資金メカニズムになったわけですが、枠組みの合意すらできていなかったという現状もありますし、実際なかなか儲けも出ないのです。新薬の開発が成功するのは、確率的には低いので、実際にはなかなか利益が出ないということで、やはり新たなメカニズムが必要ではないか、ということで、市場メカニズムを活用した民間資金の導入を検討すべきであるということが前回の COP で決議されていまして、いろいろな考え方・メカニズムのオプションが示されています。この中には“生態系サービスへの支払い”ということで、今までタダだと思っていたものにはきちんとお金を支払いましょ、という考え方もあります。これは日本では既に“森林環境税”という形で導入されている仕組みに似ていると言われています。あるいは天然水を使っている飲料メーカーが、その天然水を涵養する森林保全のお金を出すというような仕組みも考えられています。次に生物多様性のオフセットということも言われていまして、気候変動の方で二酸化炭素のオフセットが考えられたことの類推から考えられたしくみですが、そもそも「多様性だといっているのにどうやってオフセットするのか良く分からない」、という基本的な疑問がありまして、これについては賛否両論があります。

【PPT25,26】我々は、そのメカニズムを適用することが、現場の生物多様性を保全することに本当に寄与するかどうか、重要なメルクマールになるのではないかと考えていまして、そこを検討するように申し上げています。特に生物多様性オフセットについては、“お金を払えば環境破壊をしても良い”ということになりかねないので、よほど慎重な制度設計や事案ごとの検証がきちんと行われないと難しいのではないかとこのことを申し上げていまして、むしろ「日本経団連自然保護基金」のようなプロジェクトベースの援助プログラムが有効ではないか、ということも申し上げています。

お配りした中に日本経団連自然保護基金のパンフレット（別資料、<http://www.keidanren.or.jp/kncf/fund.html> 参照）があります。世界中の自然保護活動を

行っている NGO からプロジェクトを申請していただいて、一方で国内の企業や個人の方から寄付を集めてそれを基金にして、優れたプロジェクトに金銭的な支援をしている活動です。もう 20 年近く取組んできておまして、総額で 28 億円程度、最近では毎年 2 億円程度の支援をしており、これはプロジェクトに直接支援をしますので、活動をしている人たちに確実にお金が届きますし、プロジェクトの効果もきちんと把握できる面で、このような支援の仕方が参考になるのではないかと主張しています。

COP の結論では、この革新的資金メカニズムのいろいろなオプションについては、途上国や NGO から「自国の自然環境は売り物では無い」という主張があるのと、気候変動のメカニズムでは実際にあまり儲かっていないということがあって、結局採択されませんでした。ただ資金が足りないということは認識されていますので、これについてどう対処するのかということが今後の課題になっています。

【PPT27】最後に今後に向けてということですが、“生物多様性と共に歩む社会”を作っていかなければならないということで、“生物多様性が主流化する”、“メインストリーム”ということが言われています。いろいろな取組みの中に生物多様性の視点・観点が盛り込まれていることが、望ましいと思っていますので、“多くのステークホルダーによるムーブメント”が起きれば良い、これを起こしていかなければいけない、と思っています。COP10 の時には報道もかなり盛り上がりまして関心も高まったのですが、ここで点いた火を消さないようにしていかなければいけないと思っています。そのためにも「民間参画パートナーシップ」が出来上がりましたので、これをプラットフォームとして活用して今回出来た愛知目標を実現するために少しでも取組みを進めていきたいと思っています。

【PPT28】最後にまとめますと、生物多様性は 2 つの側面があって、資源戦略の面と自然の保全の面があると考えています。資源戦略という観点からは資源争奪戦の対象になっていますので、公正に利益配分するルールや方法をこれから考えていかなければならないことと、生物資源は再生可能性があるのが特徴ですので、これを上手く持続可能に使っていくことを考えていく必要があります。一方で自然を守るということは待ったなしで進めていかなければならないし、開発することによって生活が良くなると思っている人たちと、どうやって両立させていくかとも非常に困難な課題だと思います。

経済界としましては、事業活動による生態系への影響を把握して改善していくことは当然のことでありまして、これは本業との関わりとしてきちんと行っていきます。そのためにはトップの意識、社員教育、環境マネジメントへ組込んでいくことは行っていかなければならないと思います。一方で本業と関わりのないところでも、自然を守らなければいけないことは喫緊の課題であることから、すぐに一歩ずつでも取組んでいくことが大事だろうと。その時に主体的に創意工夫と試行錯誤で行っていくことが大事であって、金融的な

手法は本当にそれが役に立つのかどうかということをきちんと検証しなければならないので、具体的保全活動を優先すべきではないかと思っています。また、企業だけではなかなか出来ない、専門知識もありませんので、そういった時には現場で活動している NGO や地域の人々の知識を得ながら、連携・協力して行っていくが大事だと思っています。これは全て生物多様性宣言と行動指針に書かれていることですので、これの浸透を図りながら「民間参画パートナーシップ」というプラットフォームを利用しながら進めていきたいと思っています。以上でございます。

(了)